

## 第5章 地域別構想

### 5-1 地域区分

#### (1) 地域区分の前提条件の整理

##### 【地域区分の一般的な考え方】

地域の設定は、地形の条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、用途地域の地域区分等を考慮し、施策を位置づけるうえでまとまりある区域となるよう設定します。

##### ■地域区分に配慮すべき範囲の考え方

- ・上位関連計画との整合や長期を見据えた都市計画への反映を図るうえでの適切な単位
- ・住民の参加と合意形成、周知、理解等、マスタープランの策定から具体化までの段階でのコミュニケーションが容易になる単位
- ・土地利用の方針や都市施設の整備方針を掲げるため、土地利用等の状況に同質性が見られ、また取り組むべき課題に共通性がある単位



##### 【むつ市における地域区分の要件】

##### ■旧市町村の条件

##### ■地形・地物の条件

- ・国道、主要地方道などの主要な幹線道路の位置による区分
- ・主要な河川、鉄道などの地形・地物による区分
- ・都市計画基礎調査による調査区単位

##### ■土地利用の条件

- ・都市計画区域、用途地域の区分
- ・既成市街地、田園地帯、山林地域などの現況土地利用による区分

##### ■日常生活上の交流・コミュニティの範囲

- ・字界、町界での区分
- ・町内会、行政区の単位での区分
- ・学校区単位での区分

#### (2) 地域区分の考え方

本都市計画マスタープランの地域区分は旧市町村の要件と、川内と脇野沢の地域性を踏まえ、むつ地域、大畠地域、川内・脇野沢地域の区分を設定します。

さらに、むつ地域については用途地域内を地形地物や都市計画基礎調査の調査区単位等を基に、むつ田名部地域、むつ中央下北地域、むつ大湊地域に細分化した区分を設定します。

〔参考〕旧むつ市都市計画マスタープランとの区域区分対応表

地域区分	旧むつ市都市計画マスタープランによる市街地の区分
むつ田名部地域	川の手居住ゾーン 都心商業業務地 都市型居住ゾーン
むつ中央下北地域	山の手居住ゾーン 川の手居住ゾーン シンボルゾーン 湾岸居住ゾーン 教育・文化・福祉・医療・行政サービス拠点地区 都市型居住ゾーン 水辺空間・アメニティゾーン 一般工業地
むつ大湊地域	山の手居住ゾーン 都市型居住ゾーン 地域拠点商業地 広域観光拠点地区 農林水産物加工拠点地区 一般工業地 交通市民拠点地区



図 地域区分

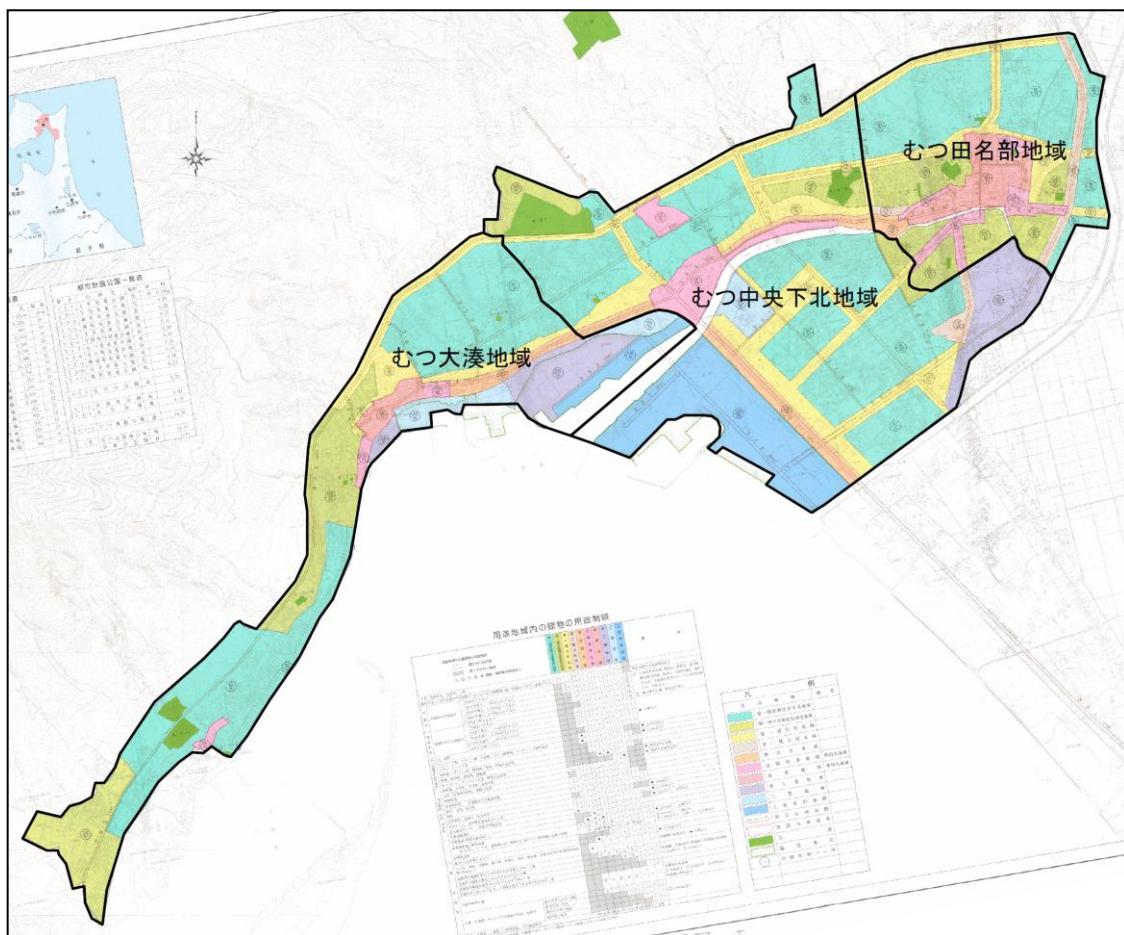


図 地域区分（むつ地域用途地域内）